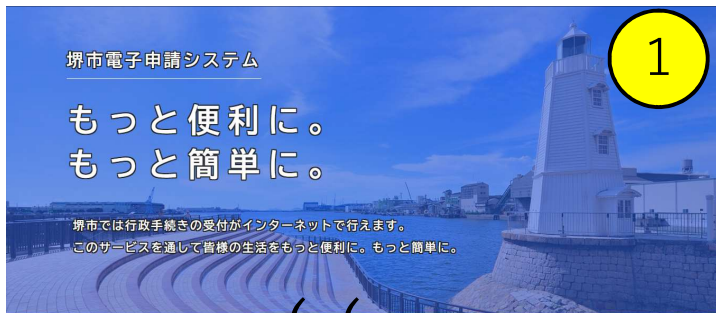


堺市電子申請システムでの指定給水装置工事事業者の更新手続きにおける、各「入力フォーム」へ進むための簡易マニュアルです。



左図は堺市電子申請システムのトップページです。
 下方にスクロールしていくと



「申請できる手続き一覧」が表示されます。
 貴社が個人事業主である場合は「個人向け手続き」
 貴社が法人である場合は「事業者向け手続き」
 をクリックしてください。



「個人向け手続き」をクリックすると、左図の画面になります。
 ※「事業者向け手続き」をクリックした場合も、概ね同様に進みます。



「給水指定店の指定申請手続き等」をクリックすると
 ④の画面になります。



上下水道局から「更新手続きのご案内」と一緒に郵送した
 「堺市における指定給水装置工事事業者の指定の現況」の内容と
 貴社の現状に相違がないか確認してください。

- 主任技術者の増減がある場合⇒⑤へ
- 主任技術者以外の事項に変更がある場合⇒⑦へ
- 相違なしの場合⇒⑨へ進んでください。



主任技術者の増減がある場合

④の画面で「主任技術者」をクリックしてください。



この画面になります。

減員の場合は「解任対象」をクリックすると、入力フォームへ進みます。

増員の場合は「選任対象」をクリックすると、入力フォームへ進みます。

増減の場合は両方のフォームへ進んでください。

主任技術者以外の事項について変更がある場合⇒⑦へ
ほかに修正がない場合⇒⑨へ



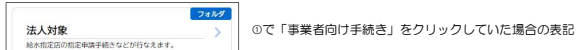
主任技術者以外の事項に変更がある場合

④の画面で「変更」をクリックしてください。



この画面になります。

「個人対象」をクリックすると入力フォームへ進みます。



主任技術者の増減がある場合⇒⑤へ
ほかに修正がない場合⇒⑨へ



「堺市における指定給水装置工事事業者の指定の現況」の内容と相違がない場合、

または、修正を終えた場合は、

「更新」をクリックします。



「個人対象」をクリックすると、入力フォームへ進みます。

